

千曲市教育委員会文書取扱規則の一部を改正する規則について

千曲市教育委員会文書取扱規則（平成15年千曲市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

本則中「千曲市文書取扱規程（平成15年千曲市訓令第3号）」を「千曲市文書管理規程（令和6年千曲市訓令第●号）」に改める。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

令和6年2月21日提出
千曲市教育長 小松 信美

条例、規則等制定提案理由書

資料No.

P 7715

<p>条例、規則等の名称</p>	<p>千曲市教育委員会文書取扱規則</p>
<p>制定区分 (該当字句を○で囲む)</p>	<p>新 規 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 全部改正</p>
<p>制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)</p>	<p>千曲市文書取扱規程（平成15年千曲市訓令第3号）</p>
<p><u>提案理由</u></p> <p>千曲市文書取扱規程（平成15年千曲市訓令第3号）の全部改正に伴い、同規程の引用箇所の改正を行うもの。</p>	

千曲市教育委員会文書取扱規則（平成15年千曲市教育委員会規則第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>千曲市教育委員会（千曲市立学校を除く。）の文書の取扱いに関しては、<u>千曲市文書取扱規則（平成15年千曲市訓令第3号）</u>の規定を準用する。この場合において、文書の記号及び文書基本分類表に関しては、次のとおりとする。</p> <p>1 文書の記号 （略）</p> <p>2 文書基本分類表 （略）</p>	<p>千曲市教育委員会（千曲市立学校を除く。）の文書の取扱いに関しては、<u>千曲市文書管理規程（令和6年千曲市訓令第●号）</u>の規定を準用する。この場合において、文書の記号及び文書基本分類表に関しては、次のとおりとする。</p> <p>1 文書の記号 （略）</p> <p>2 文書基本分類表 （略）</p>